

(平成23年11月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月まで

昭和 52 年 3 月に結婚してからは、嫁ぎ先の義父が私の国民年金保険料を納付してくれていた。夫の転勤に伴い A 市町村に転居した 53 年 4 月からの 3 年間は、私が送付された納付書を銀行に持参して、保険料及び付加保険料と一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料及び付加保険料が未納となっていることに納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間である上、申立人は、国民年金に加入した後の国民年金保険料（昭和 52 年 10 月から 61 年 3 月までの期間は、付加保険料を含む。）について、申立期間を除き全て納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「昭和 53 年 4 月に A 市町村に転居してからは、送付された納付書を銀行に持参し納付していた。」と主張しているところ、特殊台帳の記録から、申立期間の直前の 53 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料及び付加保険料については同年 5 月に納付し、申立人が所持する領収証書から、申立期間の直後の 54 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料及び付加保険料については同年 7 月に納付していることが確認できることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

秋田厚生年金 事案 1160

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から55年9月26日まで

私が代表取締役であった株式会社Aにおける私の厚生年金保険の加入記録は、昭和42年12月1日から44年5月1日までとなっており、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった55年9月26日までの加入記録が無い。

しかし、私は、申立期間も継続して株式会社Aの代表取締役として勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る商業登記簿謄本及び従業員の証言から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役として、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人について、昭和44年5月1日付けで株式会社Aに係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失する旨の届出が行われ、同年6月4日付けで健康保険証の返納が行われていることが確認できる上、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳から、申立人は、申立期間を含む44年5月1日から平成2年2月1日までの期間において、国民年金に加入し、昭和48年4月以降の保険料を全て納付していることが確認できる。

また、申立人は、「従業員の厚生年金保険の被保険者資格の取得や喪失手続等は、B事業所に委託していた。」と述べているところ、B事業所では、「当時も現在も、厚生年金保険の事務手続の代行は行っていない。」と回答している上、申立人は、「会社の社印は自分で管理し、従業員の資格取得及び資格喪失届等には私が社印を押した。」と述べていることを踏まえると、事業主である申立人が自身の資格喪失の届出に関与していなかったとは考え

難い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、同法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

以上のことから、仮に申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 2 月 21 日まで
② 昭和 63 年 2 月 21 日から平成元年 8 月 1 日まで

申立期間①については、株式会社AのB事業所での標準報酬月額が30万円から26万円に減額されているが、当時は主任に昇格したばかりであり、給与が下がった記憶は無く、申立期間②については、その直後に同社本社に転属した期間であるが、標準報酬月額が下がったままとなっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、「申立期間①については、株式会社AのB事業所に勤務していた期間であるが、給与が下がったことはないにもかかわらず、標準報酬月額が下がっているのはおかしい。また、申立期間②については、その直後に同社B事業所から同社本社に転属した期間であるが、標準報酬月額が下がったままとなっているのはおかしい。」と主張しているところ、同社が保管する労働者名簿から、申立人の基本給は、申立期間①及び②の前後の期間を含めて毎年引き上げられていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aでは、「当時の賃金台帳を保管していないので確認できないが、基本給が上がっても、残業が少なければ支給額が減って、標準報酬月額が下がることはあった。」と回答しているところ、同社が保管する上記の労働者名簿から確認できる基本給は、申立期間①よりも前が8万5,400円であるのに対して標準報酬月額は30万円、申立期間①が9万200円であるのに対して同26万円、申立期間②が9万5,200円であるのに対して同26万円となっていることから、標準報酬月額は、基本給以外の手当の占める割合が高かったことがうかがえる。

また、株式会社Aが保管する、申立期間①に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び申立期間②に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」に記載された標準報酬月額、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、株式会社Aは、厚生年金基金に加入していたところ、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金基金の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。